

東京地区タクシーの上限運賃改定について

平成19年10月18日
物価問題に関する関係閣僚会議

東京地区タクシーの運賃改定については、申請者の経営状況、燃料価格急騰等の影響、タクシー運転者の労働条件、物価・国民生活への影響等に関し、2回にわたる物価安定政策会議の開催による意見の聴取等を通じて慎重に検討を進めてきたが、別紙のとおり上限運賃の改定を認めることとし、あわせて、下記の方針により対処するものとする。

記

1. 政府は、良質かつ効率的なタクシー輸送を確保するため、事業者及び同団体に対し次の事項について強力に指導する。
 - (1) 一層の経営効率化等に努めるとともに、サービスの向上により、一層の利用者利便の増進と輸送効率の向上を図る。
 - (2) タクシー運転者の労働条件の改善を図り、良質な労働力の確保に努める。
 - (3) 運転者への教育の徹底等により、輸送の安全性向上を図る。
 - (4) 高齢化社会の進展、国際観光需要の高まりなど社会環境の変化を踏まえ、地域のニーズに応える多様なサービスの提供に努める。
 - (5) 利用者に対して、サービス内容や運賃の種類等の情報提供の一層の充実に努めるとともに、改定する事業者については改定後の運賃料金について周知徹底を図る。
また、上記(1)～(4)の事項に係る取組みに関して情報公開を行う。

2. 政府は、事業者及び同団体に対し、タクシーサービスの質を維持するためにタクシー運転者の賃金の改善のためのコストを賄うという今回の運賃改定の趣旨に鑑み、収入の増加に応じて、これを的確に賃金の増加に反映させることにより、タクシー運転者の労働条件を確実に改善するとともに、その実績を公表するよう強力に指導し、運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときは、その事実関係を公表するとともに、必要な指導等を行う。
3. 政府は、更に効果的かつ直接的な安全規制を実施するとともに、監査・行政処分等の事後チェックの更なる充実・強化を図り、タクシー事業の安全確保、タクシー運転者の労働条件の確保・改善を図る。
4. 政府は、規制緩和の効果を消費者に一層還元し、また、タクシー事業の更なる発展を目指す方向で、以下の論点について早急に検討を進める。
 - (1) 総括原価方式の見直し、上限運賃規制そのものの見直し、サービスの多様化、利用者への情報提供の充実など、自由な競争の中で経営努力が促され、消費者利益に的確に反映されるようにする方策
 - (2) サービスの質の確保、不良事業者の退出促進、タクシー運転者の賃金の確保等の観点から、経営の变革を促し、市場の構造を変える方策

東京地区タクシーの上限運賃改定の概要

1. 運賃・料金

	現行運賃			申請運賃			改定運賃		
	区分	初乗	加算	区分	初乗	加算	区分	初乗	加算
改定率 (平均)				18.7%			7.2%		
距離制	中型車	2.0km 660円	274m 80円	普通車	2.0km 750～810円 (このほか、現行の中型車・小型車の申請もある。)	238～276m 80～90円	普通車	2.0km 710円	288m 90円
	小型車	2.0km 640円	290m 80円						
時間距離 併用運賃	中型車	時速10km以下の走行時間について 1分40秒までごとに 80円		普通車	時速10km以下の走行時間について 1分30秒～1分40秒までごとに 80～100円 (このほか、現行の中型車・小型車の申請もある。)	普通車	時速10km以下の走行時間について 1分45秒までごとに 90円		
	小型車	時速10km以下の走行時間について 1分45秒までごとに 80円							
時間制	中型車	初乗 1時間まで 4,380円	普通車	初乗 30分～1時間まで 2,570～5,300円 加算 10分～30分までごとに 650～2,530円 (このほか、現行の中型車・小型車の申請もある。)	普通車	初乗 1時間まで 4,550円 加算 30分までごとに 2,050円			
	小型車	初乗 1時間まで 4,070円							加算 30分までごとに 1,830円
深夜・早朝 割増	2 3時から5時まで 3割増			2 2時から5時まで 2割増			2 2時から5時まで 2割増		

2. 実施予定日 平成19年12月 3日

3. 前回改定実施年月日 平成 9年 4月 1日(消費税単純転嫁)

平成 7年 3月18日(実質改定)